

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

【本題】法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について（その3） .....	P1
【コラム】厚生年金基金から確定拠出年金（DC）への資産移換について .....	P7

## 法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について（その3）

### 1. はじめに

今回も、先々月号（2017年8月号：No.592）および先月号（2017年9月号：No.593）に引き続き、確定給付企業年金（DB）の規約に影響を及ぼした過去の法令改正についてご案内いたします。

### 2. DB 規約に影響を及ぼした主要な法令改正について

2002（平成14）年4月1日のDB法の施行以降、DB規約に影響を及ぼした主要な法令改正をまとめると、図表1の通りとなります。今回は、図表1の（11）以降の事項について、法令改正の概要、DB制度運営への影響および当該改正に係る規約変更例について解説いたします。

なお、規約変更例は、規約型DBにおける事例を記載しています。また、規約変更に係る手続きについては法改正当時の確認内容を記載しており、その後の法改正により変更となっている場合がある旨あらかじめご承知おきください。

※（1）～（5）については、2017年8月号（No.592）をご参照ください。

※（6）～（10）については、2017年9月号（No.593）をご参照ください。

#### （11）農業協同組合法の改正（施行期日：2016（平成28）年4月1日）

##### ▼法令改正の概要

農業協同組合法の改正に伴い、「農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令」が施行され、確定給付企業年金法施行令（DB法施行令）第45条第3項が以下のように改正されました。

改正前	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号） <u>第十一条の十三</u>
改正後	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号） <u>第十一条の三十二</u>

##### ▼DB制度運営への影響

法改正に伴い規約で引用している条文番号の変更ですので、DB制度運営への影響はありません。

##### ▼規約の変更

必須

##### ▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：届出不要
- ・内部手続き：【規約型】労使合意不要、【基金型】代議員会の議決要、理事長専決可

＜図表 1＞過去の法改正の概要

No.	施行期日	主な改正内容	改正(施行)された主な法令
(1)	2005年10月1日	企業年金のポータビリティの拡充	国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)
(2)	2007年9月30日	証券取引法から金融商品取引法への改編	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号)
(3)	2008年9月11日	分割・権利義務移転を行う場合の資産分割方法	厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第141号)
(4)	2010年6月30日	育児・介護休業法の改正	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成21年法律第65号)
(5)	2011年8月10日	年金確保支援法の制定	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)
(6)	2012年1月31日	非継続基準の見直し	確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)
(7)	2014年4月1日	厚生年金基金制度の見直し	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)
(8)	2015年10月1日	被用者年金制度の一元化	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)
(9)	2016年1月1日	マイナンバー制度の導入	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
(10)	2016年4月1日	地方自治法の改正	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成27年厚生労働省令第168号)
(11)	2016年4月1日	農業協同組合法の改正	農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第27号)
(12)	2016年4月8日	実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し	確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第90号)
(13)	2016年7月1日	脱退一時金相当額を移換する場合の申出要件の緩和	確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)
(14)	2017年1月1日	育児・介護休業法の改正	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)
(15)	2017年1月1日	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入 運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱い	確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第375号) 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第175号)

※1 (1)～(5)については、2017年8月号(No.592)で解説。

※2 (6)～(10)については、2017年9月号(No.593)で解説。

### ▼規約の主な変更箇所

改正されたDB法施行令第45条第3項の規定に準拠し、規約の「運用の基本方針及び運用指針」の条文において農業協同組合法の規定を引用している場合、引用条文を変更する必要が生じました。

### ＜規約変更例＞

変更後	変更前
(運用の基本方針及び運用指針) 第●条(略) 2(略) 3 事業主は、～中略～農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の32に～以下略～	(運用の基本方針及び運用指針) 第●条(略) 2(略) 3 事業主は、～中略～農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の13に～以下略～

## (12) 実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し（施行期日：2016(平成28)年4月8日）

### ▼法令改正の概要

2014年12月25日に実施された第14回社会保障審議会企業年金部会で示された確定給付企業年金の制度改善案を受け、DB法施行令および各種通知が改正され、実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直しが行われました。その他、掛金の納付が遅れた事業所から徴収するいわゆる「延滞金」について、通知の改正により「延滞金」から「遅延損害金」へと表現が変更されました。

### ▼DB制度運営への影響

延滞金（遅延損害金）の利率に係る規定を除いては、法改正に伴い規約で引用している文言の変更ですので、DB制度運営への影響はありません。

### ▼関連する行政通知、事務連絡

- ・「確定給付企業年金制度について」の一部改正について（平成28年4月8日年発0408第1号）
- ・「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成28年4月8日年発0408第1号）
- ・「厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて」の一部改正について（平成28年4月8日厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課から地方厚生（支）局健康福祉部保険年金（企業年金）課あて事務連絡）

### ▼規約の変更

任意

### ▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：届出要
- ・内部手続き：【基金型】代議員会の議決要、理事長専決可

### ▼規約の主な変更箇所

実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出等について規約に規定している場合、検討が必要となりました。「延滞金」から「遅延損害金」への表現の変更は、「掛金の納付」等の条文が変更となります。

#### <規約変更例（遅延損害金への変更）>

変更後	変更前
(掛金の納付) 第●条(略) 2(略) 3 前項の規定によって督促をしたときは、基金は、 ～中略～掛金の納付日の前日までの日数によって 計算した遅延損害金を徴収する。～以下略～	(掛金の納付) 第●条(略) 2(略) 3 前項の規定によって督促をしたときは、基金は、 ～中略～掛金の納付日の前日までの日数によって 計算した延滞金を徴収する。～以下略～

## (13) 脱退一時金相当額を移換する場合の申出要件の緩和（施行期日：2016(平成28)年7月1日）

### ▼法令改正の概要

DBの中途脱退者が、他のDBまたはDCに「DBの脱退一時金相当額」を移換したい場合、①移換元DBの加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日と、②移換先制度（DBまたはDC）の加入者の資格を取得した日から起算して3か月を経過する日、のいずれか早い日までに申出をする必要がありましたが、DB法施行令の改正により、②の申出期限が撤廃されました。

### ▼DB制度運営への影響

従前より移換申出期限が長くなりましたので、転籍者や転職者にとっては、移換先を熟考することができるようになりました。なお、事業主等は中途脱退者に対して、脱退一時金相当額の移換に関する事項を

説明しなければならないことが法令で定められていますが、法改正に伴い、この説明内容も変わること  
に留意が必要です。

### ▼関連する行政通知、事務連絡

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部施行等について(平成28年6月30日年企発0630第2号)

### ▼規約の変更

必須

### ▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：届出不要
- ・内部手続き：【規約型】労使合意不要、【基金型】代議員会の議決要、理事長専決可

### ▼規約の主な変更箇所

「他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換」および「確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換」の条文において、上記②に係る部分を削除する必要が生じました。

#### <規約変更例①>

変 更 後	変 更 前
(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換) 第●条 (略) 2 (略) 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。～以下略～	(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換) 第●条 (略) 2 (略) 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。～以下略～

また、確定拠出年金法の改正に伴い「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が施行され、DB法施行令における「合併又は分割の広告」に係る条文番号が「第54条」から「第53条の2」に改正されています。このDB令の条文を規約で引用している基金型DBにおいては、下記の規約変更が必要となりました。

#### <規約変更例②>

変 更 後	変 更 前
(公告の方法) 第●条 略 2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、 <u>第53条の2</u> 、～以下略～	(公告の方法) 第●条 略 2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、 <u>第54条</u> 、～以下略～

### (14) 育児・介護休業法の改正 (施行期日:2017(平成29)年1月1日)

#### ▼法令改正の概要

育児・介護休業法等の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が変更となりました。また、介護休業等の対象家族の範囲の拡大が行われました。

#### ▼DB制度運営への影響

育児休業期間や休職期間を加入者期間に含めているDB制度では影響はありませんが、育児休業期間を加入者期間から除外して給付額の計算を行うDB制度では、何らかの影響が生じる場合があります。育児・

介護休業法の改正内容に沿って育児・介護休業に関する規程等を整備し、法改正により新たに育児休業の対象となる方が発生する場合等には、留意が必要です。

### ▼規約の変更

任意（後述「▼規約の主な変更箇所」に記載のDB制度等の場合は、必須）

### ▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：届出
- ・内部手続き：【規約型】労使合意必要、【基金型】代議員会の議決必要、理事長専決可

### ▼規約の主な変更箇所

加入者期間に係る条文等で、育児休業期間を給付の額の算定の基礎となる期間に算入しない（ポイント制の場合はポイント付与の対象としない）こととしている場合等は、実施事業所の育児・介護休業に関する規程等を引用しているケースが多いため、当該規程等の有効日（「平成●年●月●日現在において効力を有する育児・介護休業規程」等の「平成●年●月●日」の部分）を変更する必要が生じました。

#### <規約変更例>

変 更 後	変 更 前
（加入者期間） 第●条（略） 2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「給付額算定用加入者期間」という。）は、前項の加入者期間から、次の各号に定める期間を控除した期間とする。 （1）（略） （2）実施事業所の育児・介護休業規程（平成▼年▼月▼日現在において効力を有する育児・介護休業規程をいう。）～以下略～	（加入者期間） 第●条（略） 2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「給付額算定用加入者期間」という。）は、前項の加入者期間から、次の各号に定める期間を控除した期間とする。 （1）（略） （2）実施事業所の育児・介護休業規程（平成●年●月●日現在において効力を有する育児・介護休業規程をいう。）～以下略～

## （15）リスク対応掛金・リスク分担型企业年金の導入

運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱い（施行期日：2017（平成 29）年 1 月 1 日）

### ▼法令改正の概要

掛金拠出の弾力化（リスク対応掛金）および柔軟で弾力的な給付設計（リスク分担型企业年金）が実施されました。この改正で、運用基本方針の作成・変更にあたり加入者の意見を聴く必要のある対象先が、運用基本方針の作成を義務付けられている全てのDB（基金型DB及び加入者数300人以上または資産額が3億円以上の規約型DB）となりました。また、運用基本方針の作成・変更をしたときは、当該基本方針を加入者に周知させなければならないものとされました。

### ▼DB制度運営への影響

加入者の意見を聴く方法として、加入者の代表者が参画する委員会を設置する方法や毎事業年度1回義務付けられている業務概況の周知に合わせて意見を聴く方法が示されました。具体的には、加入者に発送している業務概況の周知のための案内に、問い合わせ先を記載することなどが示されています。また、加入者への周知についても、業務概況の周知により行うことも認められています。

### ▼関連する行政通知、事務連絡

- ・「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第375号）等の施行に伴う確定給付企業年金関係通知の一部改正について（平成28年12月14日年発1214第1号）
- ・「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（平成 28 年政令第 375 号）等の施行に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成 28 年 12 月 14 日 年発第 1214 第 1 号）

### ▼規約の変更

任意

### ▼規約変更に係る手続き(リスク分担型企業年金等が規約変更する場合)

- ・行政宛手続き：届出不要
- ・内部手続き：【規約型】労使合意要、【基金型】代議員会の議決要、理事長専決可

### ▼規約の主な変更箇所

業務概況の周知に合わせて意見を聴く場合や加入者への周知を行う場合は、規約の変更は必要ありません。

### 3. おわりに ～ 今後の法令改正について

育児・介護休業法の改正や DC 法の改正など、DB 規約に影響を及ぼす可能性のある法令改正は、今後も発生するものと考えられます。法令改正に伴い、労使合意等の手続きが必要となる場合や加入者・受給者への説明が必要となる場合がありますので、留意が必要です。

### <ご参考資料>

企業年金ノート 2017 年 8 月号 (No.592) 「法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について (その 1)」  
<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201708.pdf>

企業年金ノート 2017 年 9 月号 (No.593) 「法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について (その 2)」  
<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201709.pdf>

(年金業務部 年金信託室 申請・契約グループ 林 慶子)

厚生年金基金から確定拠出年金（DC）への資産移換について

昨今、厚生年金基金の解散が進んでおり、これにあわせて企業型確定拠出年金（企業型 DC）への移行を検討する企業も増えています。しかし、基金を解散するにあたっては、解散が認可されるまでに 1 年半程度、基金の清算手続きが終わるまでに更に 1 年半～2 年程度を要することから、企業型 DC 制度開始後、基金の残余財産の分配時期が未定のまま、退職者が発生するケースも少なくありません。

第 85 回のコラムのテーマは、企業型 DC を実施している某社の企業年金担当社員「A さん」と、その上司「B 課長」との、厚生年金基金から DC への移換に関するディスカッションです。

A さん：当社が加入していた厚生年金基金は、基金の解散後には残余財産を企業型 DC に移換することができますが、実際の移換日はまだ決まっていません。当社の企業型 DC 加入者から、「移換が終わっていない段階で退職した場合、分配金はどうなるのか？」との質問を受け、上手く回答できませんでした。基金からの移換が終わるまでは時間がかかることから、こういったケースは十分想定できますが、分配金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

B 課長：いい質問ですね。当社の制度では、基金の解散後に分配金を DC に移換するか、移換せずに一時金で受領するかのいずれかを、退職時に選ぶことができます。

A さん：それでは、分配金を DC で継続して運用したい場合には「移換する」を、現金で受け取りたい場合には「移換しない」を選べばよいということですね。

B 課長：実は、移換するかしないかを検討する際にはポイントがいくつかあります。まず「移換する」を選択した場合、分配金が DC に移換されるまでの間、中途退職者は DC 資産を運用指図したり他の DC へ移換することができなくなります。また、60 歳以降の定年退職者の場合は、運用指図はできますが受給ができなくなります。いわば塩漬け状態になってしまうのですが、ご存知の通り、基金の残余財産の分配までには時間がかかることから、特に注意が必要です。

A さん：なるほど。では、「移換しない」を選んだほうがよいということでしょうか？

B 課長：「移換する」にもメリットはあります。1 つ目は、老後の生活資金を形成できる点です。企業型 DC も厚生年金基金と同様に老後の生活資金確保を目的としており、分配金を企業型 DC で継続的に運用していくことは、制度の趣旨に合うといえるでしょう。

2 つ目は、基金の加入期間を DC の通算加入者等期間に算入できる点です。通算加入者等期間とは、企業型 DC・個人型 DC（iDeCo）に関わらず、加入者もしくは運用指図者であった期間の合計のことです。この期間が 10 年を下回ると、老齢給付金の受給開始年齢が下表のように繰り下げられますが、基金から DC に移換を行う場合には、基金の加入期間を通算加入者等期間に加えることができます。

通算加入者等期間	10 年以上	8 年以上	6 年以上	4 年以上	2 年以上	1 ヶ月
受給可能年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

3 つ目は、税制上のメリットが受けられる点です。分配金を現金で受け取った場合は原則一時所得として課税されますが、移換する場合は DC に非課税で移換できるほか、「運用益は非課税」「年金として受給する場合は公的年金等控除を適用」「一時金として受給する場合は退職所得控除を適用」といった DC の税制優遇を受けることができます。

A さん：移換するにしてもしないにしても、どちらにもメリット・デメリットがあるんですね。退職者に対し、どのように説明すればよいのでしょうか？

B 課長：退職者の状況により、ケースバイケースです。例えば、①「DCの加入期間が10年未満で、基金の加入期間を通算すると通算加入者等期間が10年超になる場合」、②「分配金額が大きく、現金で受け取ると税負担が重い場合」には、「移換する」を選んだほうがよいでしょう。よくあるのが、60歳の定年退職間近で退職するようなケースです。このケースですと、DCの通算加入者等期間が10年未満の場合、基金の加入期間と通算しない限り、DC受給開始年齢が繰り下げられてしまいます。一方、基金の加入期間は長いので、分配金が多額になり、現金で受け取った場合には多額の税金がかかることが想定されます。したがって、「移換する」のほうが、通算加入者等期間が10年を超える場合には60歳から受給でき、税制上のメリットも受けられるため、ベターといえるでしょう。

企業年金担当者としては、退職者の意向をよく確認したうえで、特に50歳以上の退職者の場合には、重ねて説明を実施すべきでしょう。これまでの内容を下表にまとめてみました。説明の際に参考にしてください。

	メリット	デメリット
DCへ移換する	<ul style="list-style-type: none"> <li>DCと一体で老後の資産形成ができる</li> <li>基金の加入期間を通算できる</li> <li>税制優遇を受けられる</li> </ul>	分配金がDCに移換されるまでの間、以下のことができない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>中途退職者：運用指図、他のDCへの移換</li> <li>60歳以降の定年退職者：給付金の受給</li> </ul>
DCへ移換しない	基金の解散後、分配金を現金で受け取ることができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金の加入期間を通算できない</li> <li>原則一時所得として課税される</li> </ul>

Aさん：ありがとうございます。厚生年金基金からDCへの資産移換についてよくわかりました。これで退職者にも上手く説明できそうです。

B課長：そうですね。また、事業主から記録関連運営管理機関（RK）に対し、通算加入者等期間に算入する厚生年金基金の加入期間および移換金額を通知することも忘れてはいけません。厚生年金基金の分配金は、加入者のために積み立てられてきた大切な資産ですので、退職者が豊かな老後生活を送れるようにするためにも、企業年金担当者として適切・確実な説明と手続きを実施していかなければなりませんね。

Aさん：はい。頑張ります！

（年金業務部 確定拠出年金室 福本 大介）

企業年金ノート 2017(平成29)年10月号 No.594

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所  
 〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟  
 TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
 りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
 確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>